

平成22年度からの公共工事入札制度の改正について

趣 旨

優れた技術力を有する建設業者を適正に評価し、工事品質および受注機会の確保を図るため、公共工事に係る入札制度の改正を行う。

概 要

- (1) 総合評価落札方式の対象拡大等
 - ・ 現在、原則として5,000万円以上で適用している総合評価落札方式について、原則として3,000万円以上（ほ装工事については1,000万円以上）5,000万未満の工事のうち高度な技術力を要する工事等（橋梁、砂防ダム等）についても対象を拡大する。
 - ・ 評価基準表の評価項目を次のとおり追加する。
 - ① 自社施工、自社保有機械・自社雇用技能者の配置（ほ装工事、法面処理工事）
 - ② 配置予定技術者の継続学習の取組み（土木一式工事、鋼構造物工事）〔H22.10～〕
- (2) 技能士の配置の条件化
 - ・ 塗装工事、造園工事および管工事（給排水衛生・空調工事）の発注において、技能士の配置を入札参加条件として設定する。
- (3) 建設機械の保有等の条件化
 - ・ ほ装工事および法面処理工事の発注において、機械の保有、オペレータの配置を入札参加条件として設定する。
- (4) 入札ボンドの導入
 - ・ 5億円以上の工事に係る入札に参加する場合には、金融機関、保証事業会社等の保証書を提出した場合に限り、入札保証金の納付を免除する。
- (5) 配置予定技術者の施工経験の緩和
 - ・ 配置予定技術者の施工経験を求める場合、現場代理人としての経験も認める。
- (6) 主任技術者の恒常的な雇用関係の確認の徹底
 - ・ 契約の際に、2,500万円未満（建築一式の場合は5,000万円未満）の工事についても、主任技術者についての3か月以上の雇用関係を確認する。
- (7) 現場代理人の常駐義務の緩和
 - ・ 工事の契約金額の合計が2,500万円未満（建築一式の場合は5,000万円未満）で、かつ、工事現場が同一の市町内にある場合に、複数工事（3工事まで）現場代理人を兼務することを認める。
- (8) 設計業務委託における総合評価落札方式の試行
 - ・ 一定以上の規模・技術力が要求される案件を対象に、技術力、執行体制、地域貢献度等の評価項目を設定する。